【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成24年７月２日
【会社名】	広島電鉄株式会社
【英訳名】	Hiroshima Electric Railway Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　越 智 秀 信
【本店の所在の場所】	広島市中区東千田町二丁目９番29号
【電話番号】	082(242)3521
【事務連絡者氏名】	総合管理グループマネジャー　新 田 利 昭
【最寄りの連絡場所】	広島市中区東千田町二丁目９番29号
【電話番号】	082(242)3521
【事務連絡者氏名】	総合管理グループマネジャー　新 田 利 昭
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

1【提出理由】

当社は、平成24年６月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成24年６月28日

(2) 決議事項の内容

第１号議案　剰余金処分の件

イ　株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

１株につき金 3円50銭（普通配当 2円50銭、記念配当 1円00銭）

総額 212,670,497円

ロ　効力発生日

平成24年６月29日

第２号議案　定款一部変更の件

取締役の員数を10名以内から12名以内に変更、ならびに社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を新設するものであります。

第３号議案　取締役９名選任の件

越智秀信、椋田昌夫、名越 元、岡本 繁、倉本勇治、藤元秀樹、沼田卓壮、田中栄治および田村興造の９氏を取締役に選任するものであります。

第４号議案　監査役２名選任の件

迫 孝治および髙橋 徹の両氏を監査役に選任するものであります。

第５号議案　退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止にともなう退職慰労金打切り支給の件

退任取締役および退任監査役に対し、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、時期、方法等は退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に一任するものであります。

また、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することにともない、重任する取締役８名および重任する監査役１名ならびに在任中の監査役１名に対し、それぞれの就任時から本総会終結の時までの労に報いるため、当社所定の基準により相当額の範囲内で、役員退職慰労金を打切り支給することとし、支給の時期につきましては、各取締役および各監査役の退任時とし、その具体的金額、時期、方法等は退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に一任するものであります。

第６号議案　取締役および監査役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額2億5,000万円以内、監査役の報酬額を年額5,000万円以内にするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
第１号議案 剰余金処分の件	32,470	75	―	(注) 1	可決　84.84
第２号議案 定款一部変更の件	32,210	335	―	(注) 2	可決　84.16
第３号議案 取締役９名選任の件					
越智秀信	32,354	191	―	(注) 3	可決　84.53
椋田昌夫	32,366	179	―		可決　84.56
名越 元	32,362	183	―		可決　84.55
岡本 繁	32,388	157	―		可決　84.62
倉本勇治	32,388	157	―		可決　84.62
藤元秀樹	32,400	145	―		可決　84.65
沼田卓壮	32,301	244	―		可決　84.39
田中栄治	32,376	169	―		可決　84.59
田村興造	32,317	228	―		可決　84.44
第４号議案 監査役２名選任の件					
迫 孝治	32,398	147	―	(注) 3	可決　84.65
髙橋 徹	32,357	188	―		可決　84.54
第５号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止にともなう退職慰労金打切り支給の件	31,886	659	―	(注) 1	可決　83.31
第６号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件	32,056	489	―	(注) 1	可決　83.75

(注) １．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。